## 質問回答と訂正

2023年8月2日

「全世界 2023 年度案件別事後評価パッケージⅡ-3(メキシコ、ホンジュラス、中米広域)(QCBS)」 (公示日:2023 年 7 月 12 日/調達管理番号:23a00115)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
0	(JICA より訂正) P.28「第3章 4.見積書作成にかかる留意事項 (2)上限額」の記述を訂正します。 (現行誤記載) 【上限額】 63, 728, 556円		(訂正後) 【上限額】 63, 728, 556円(税抜)
1	p. 11~ 第 4 条(2) 2)3)4) 第 5 条(5) 定性調査/定量調査	第4条(2)の内、2)3)4)全てにおいて「本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添7)も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。」とありますが、その内2)のみ、「詳細は第5条(5)を参照のこと。」の文言と該当箇所の記載がありません。2)の案件に関しては、追加定性調査は不要との理解でよろしいでしょうか?	第 4 条(2)2)ホンジュラス:コマヤグア市給水システム改善・拡張計画について、取り残されやすい受益者に関する確認方法として例示されている定性調査は、新 6 基準による事後評価において実施する、事業関係者や受益者へのインタビューを通じた情報収集を想定しています。第 4 条(2)3)と4)は、上記では十分に確認できない有効性・インパクトについて、第 5 条(5)に基づき、調査対象者数の規模を大きくして実施する定性調査を通じて、取り残されやすい受益者についても確認することを想定しています。

p. 14(中米広域) 第 4 条(2)4)脚注 13	脚注13に、「Pacaya火山地域とSantiaguito火山地域の	各地域2泊3日程度の現地調査になる範囲の提
	調査期間は、移動も含め、それぞれ2泊3日程度となる	案とし、現地調査ができなかった市に対しては、コ
	よう」とありますが、各地域には複数のサイトの市があ	ミュニティの状況も含め、遠隔での情報収集を想定
	りますが、「各地域の調査期間全体が2泊3日程度」、	しています。
	ということで間違いありませんでしょうか?	
	現地調査補助員が他の中米国で業務をした場合の旅	現地調査補助員はグアテマラとニカラグアでの
	費も支払われるのでしょうか?	業務を想定していますが、グアテマラやニカラグ
5 15 (中坐広場)		アの現地調査補助員を、遠隔調査対象の国に
		派遣してヒアリング等の実施を提案して頂くこと
<b>第4</b> ★(3)脚注 10		は妨げません。その際のお手続きは受注者にて
		行い、諸費用は価格プロポーザルに含めるよう
		にしてください。
p.17	17 ページ 20 行目「なお、インタビューは、男女ほぼ	調査対象者の男女比を指します。
	半数で行う」とありますが、これは調査員の男女比	
	を指すのでしょうか、あるいは、調査対象者の男女	
	比を指すのでしょうか。	
p.13, p.17	13ページ 11 行目「既存資料および実施機関へのヒ	質問回答 1 をご参照ください。
	アリング、定性調査から確認できる範囲で検討す	
	る」とありますが、17ページ「(5)定性調査/定量調	
	査」では当該案件の定性調査は指示されていませ	
	ん。この 13 ページの「定性調査」は何を指すのでし	
	ようか。	
p. 18	「(8)の暫定的な評価につき」とありますが、「(6)」	18 ページの「(7) 暫定評価に係る実施機関と
第5条 調査の内容	の間違いとの理解でよろしいでしょうか?	の協議(第 2 次現地調査)」について、以下のと
(7) 暫定評価に係る実施機		おり訂正します。
関との協議		
		【現行誤記載】
	第4条(2)4)脚注13 p.15 (中米広域) 第4条(3)脚注16 p.17 p.13、p.17 p. 18 第5条 調査の内容 (7) 暫定評価に係る実施機	p. 14(中米広域) 調査期間は、移動も含め、それぞれ2泊3日程度となるよう」とありますが、各地域には複数のサイトの市がありますが、「各地域の調査期間全体が2泊3日程度」、ということで間違いありませんでしょうか? 現地調査補助員が他の中米国で業務をした場合の旅費も支払われるのでしょうか? ロインタビューは、男女ほぼ半数で行う」とありますが、これは調査員の男女比を指すのでしょうか、あるいは、調査対象者の男女比を指すのでしょうか。 13ページ11行目「既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討する」とありますが、17ページ「(5)定性調査/定量調査」では当該案件の定性調査は指示されていません。この13ページの「定性調査」は何を指すのでしょうか。

			(8)の暫定的な評価につき、			
			【訂正後】			
			(6)の暫定的な評価につき、			
	p. 18	評価報告書案(英文・西文)を作成し、発注者が承	西文の最終化は不要です。			
	第5条 調査の内容	諾後「英文について発注者が相手国調査対象機関				
7	(11) 評価報告書(案)の作	等からのコメントを取り付け」、そのコメントも踏まえ				
	成	評価報告案(和文・英文)を最終化するとあります				
		が、西文の最終化は不要という事でしょうか?				
以上、7/25 回答						

以上